

いただいたご意見の概要と本市の考え方

意見受付通数：1件 項目件数：2件

意見の概要	本市の考え方
<p>施工者によっては、元締め of 工務店等から消防署へ届けを行っているかチェックするところもあろうかと思われます。また施主としても防災設備の改修時のために自らの建物の防災設備の資料を保存しておきたいということもあろうかと思います。(消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書の場合と同様に)届出者が届出書を2通持参してきた時に、参考として届出済み印を押下して返却することも可能であると、運用通知で示されるのでしょうか。</p>	<p>今回の改正に併せて、2通から1通提出となる届出にあつては、公印を廃止する予定としていることから、届出済印等の公印を押下して返却する予定はありません。今後、届出者が届出書の控えを持参されている場合でご要望があつたときには、その控えに受付印を押印して返却するなどの対応をさせて頂く予定です。</p> <p>また、保存につきましては、消防用設備等の点検の場合、消防法施行規則第31条の6第3項により「防火対象物の関係者は、点検を行った結果を維持台帳に記録するもの」としており、公印の押印がなくとも、その維持台帳は保管しなければならないものとなっていますので、ご確認頂きますようお願いします。</p>
<p>届出書の提出通数を1通へと改正を予定されていますが、運用として、改正後も控え用として持参した1通に届出済み印を押下して返却する対応を行うのであれば、現状の処理と何ら変わらないため、今回の改正は文言の整理を行っただけのような改正に思えます。今まで規定内の運用で特段の不都合がなかつたのであれば、何故今改正する必要があるのでしょうか。運用上特段の不都合がなければ、現行規定を安易に改正すべきではないものと考えます。</p>	<p>本市の市政改革の一端として、DX推進のためのデジタル技術の活用を掲げており、当局においては、昨年11月より消防関係手続きのオンライン化を開始しました。現在は、令和5年4月よりオンライン申請を可能とする手続きの拡大に向けて、計画的かつ段階的な運用を進めているところです。そのためには、大阪市火災予防条例施行規則において正本及び副本の提出を求めている2通提出の手続きを1通提出にするなど、申請手続きの合理化及び簡素化を図る必要があることから、当該計画に基づき、今回必要な改正を行うものです。</p>